

第 4 編 災害復旧・復興計画

◆◆ 第 1 章 民生安定のための緊急措置に関する計画 ◆◆

第 1 節 生活確保対策計画

1. 計画の方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があることから、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

2. 職業斡旋計画

町長は、災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職について京都田辺公共職業安定所と緊密な連絡を取り公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を行い、雇用の安定を図るものとする。

3. 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

(1) 方針

被災者を速やかに立ち直らせ、安定した生活を確保するため税務における救済措置として期限の延長、徴収の猶予及び減免を行うものとする。

(2) 内容

ア. 期限の延長

納税者が災害により申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、町長は当該期限の延長を認めるものとする。(地方税法第20条の5の2、井手町税条例第18条の2)

イ. 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害をうけた場合において、徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、町長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。(地方税法第15条)

ウ. 減免

町長は災害の場合、その災害の実情に応じて町民税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。(地方税法各条、井手町税条例第50条)

4. 融資計画

(1) 方針

災害により被害をうけた生活困窮者等に対し、生業資金等を貸し付けることにより生活の安定をはかる。

(2) 内容

ア. 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸与

(ア) 貸付対象者

町に災害救助法第2条第1項が適用された災害(自然災害に限る。)により次の被害をうけた世帯の世帯主

① 世帯主が1ヶ月以上の負傷を負った世帯

② 住居又は家財の価格の1/3以上の損害をうけた世帯

(イ) 貸付限度額

世帯主の負傷 1,500,000円

世帯主の負傷と家財の1/3以上の損害 2,500,000円

世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円

世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円

家財の1/3以上の損害 1,500,000円

住居の半壊 1,700,000円

住居の全壊 2,500,000円

住居の全体の滅失又は流失 3,500,000円

(ウ) 貸付条件

償還期間 10年(うち据置3年)

償還方法 年賦、半年賦又は月賦

利子 年3%以内で町が条例で定める率(据置期間中は無利子)

連帯保証人 町の定めるところによる

所得制限 前年の住民税における総所得金額が以下に定める金額未満の世帯

1人世帯 220万円 2人世帯 430万円

3人世帯 620万円 4人世帯 730万円

5人以上の世帯 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額

ただし、住居が滅失した場合については1,270万円

(エ) 実施主体：町

(オ) 費用の負担区分

府は、町が被災者に貸与した額の10/10の額を市町村に無利子で貸与し、国はその2/3の額を府に無利子で貸与

イ. 生活福祉資金の貸与

実施主体は京都府社会福祉協議会であるが、井手町社会福祉協議会と緊密な連携のもとにこの貸与事業の推進を図る。

(ア) 対象

災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更生のために資金を必

要とする低所得世帯

(イ) 貸付金額（福祉資金福祉費・災害援護）

1,500,000円以内

4,000,000円以内（住宅改修のとき）

（被害の程度により両資金を重複して利用できる。）

(ウ) 貸付条件

① 償還期間 7年以内（住宅改修のときは14年以内）

② 据置期間 3箇月以内（状況に応じて2年以内）

③ 利子

・据置期間 無利子

・据置期間経過後 連帯保証人を立てる場合 無利子、
立てない場合 年1.5%

ウ. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付

被災母子・父子・寡婦家庭については、当該世帯の申請によって緊急貸付を行う。資金の種類は、事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。

なお、償還金の支払は本人の申請により猶予される。

5. 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画

① 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害（自然災害に限る。）により死亡した者の遺族

ア. 町内において全壊 5 世帯（半壊 1 / 2 世帯、床上浸水 1 / 3 世帯に換算）以上の被害が生じた災害

イ. 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害

(2) 支給額

ア. 主たる生計維持者の死亡：1 人当たり 5,000,000 円

イ. その他の者の死亡：1 人当たり 2,500,000 円

②「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給

(1) 支給対象者

次のいずれかの災害(自然災害に限る)により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者

ア. 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害

イ. 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害

ウ. 都道府県内において災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害

エ. 災害救助法 2 条 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

(2) 支給額

ア. 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 2,500,000 円

イ. その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 1,250,000 円

(3) 実施主体

市町村

(4) 費用の負担区分

国 2 / 4 府 1 / 4 市町村 1 / 4

(3) 実施主体：町

(4) 費用の負担区分

国 2 / 4 府 1 / 4 町 1 / 4

6. 生活再建支援金支給計画

「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合

ア. 災害救助法適用規模の災害

イ. 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害

ウ. 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ. 府内ではア又はイの自然災害が発生した場合に、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害

オ. アからウの区域のいずれかに隣接し、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害

カ. ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）及び 2 以上

の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口 5 万人未満に限る。）に係る自然災害

(2) 対象世帯

- ① (1) の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯
- ② (1) の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ (1) の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯

(3) 支給金額

次の①＋②の合計を支給

① 基礎支援金

- ア 全壊世帯100万円（単身世帯75万円）
- イ 大規模半壊世帯50万円（単身世帯37.5万円）

② 加算支援金

- ア 全壊世帯、大規模半壊世帯
 - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯200万円（単身世帯150万円）
 - (イ) 住宅を補修する世帯100万円（単身世帯75万円）
 - (ウ) 住宅を賃借する世帯50万円（単身世帯37.5万円）
- イ 中規模半壊世帯
 - (ア) 住宅を建設又は購入する世帯100万円（単身世帯75万円）
 - (イ) 住宅を補修する世帯50万円（単身世帯37.5万円）
 - (ウ) 住宅を賃借する世帯25万円（単身世帯18.75万円）

(4) 実施主体

府（ただし、支給に関する事務は被災者生活再建支援法人に指定された公益財団法人 都道府県会館に委託）

(5) 申請書類の経由窓口

市区町村

(6) 支援金の費用負担

被災者生活再建支援基金運用益 1 / 2 ・ 国 1 / 2

(7) 被災証明の交付

町長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なく被災証明を交付する。

(8) 被災者台帳の整備

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

7. 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金支給計画

(1) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付

大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた住民が、可能な限

り早期に安定した生活を取り戻すため、町は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。

(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

8. リ災証明書の交付

(1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やリ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく実施するものとする。

また、平常時から住家被害の調査やリ災証明書の交付担当部局を定めるとともに、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の育成、住宅被害の調査及びリ災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努めるものとする。

さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

9. 被災者台帳の作成

(1) 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

第 2 節 住宅復興計画

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた住宅の復興計画について定める。

2. 計画の内容

(1) 一般民間住宅について

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

(2) 災害公営住宅の建設について

一定規模の災害が発生した場合、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため災害公営住宅の建設を行う場合は、公営住宅法及び激甚災害法の規定により国からその建設に要する費用の一部について補助されることになっている。

ア. 公営住宅法第 8 条の規定による対象

(ア) 地震、暴風雨、洪水その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全地域でその戸数が500戸以上又は町の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。

(イ) 火災により住宅が滅失した場合で、その戸数が被災地全域で200戸以上又は町の区域内の住宅戸数の 1 割以上であるとき。

イ. 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の 3 割以内

ウ. 補助率

災害公営住宅の建設に要する費用の 2 / 3

エ. 建設の手順

(ア) 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）

(イ) 住宅災害現況の現地調査

(ウ) 災害公営住宅整備計画書の提出

(エ) 住宅滅失戸数の査定

オ. 激甚災害法適用の場合

(ア) 対象

激甚災害法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

(イ) 建設戸数の限度

滅失住宅戸数の50%以内

(ウ) 補助率

災害公営住宅の建設に要する費用の 3 / 4

(エ) 建設の手順

公営住宅法の場合と同じ

(3) 独立行政法人都市再生機構の計画

台風等の異常な自然災害により賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件(建設中のものを含む。)に被害を受けた場合、災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧

することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上必要となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては予算の範囲内でかつ必要最小限度において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお、分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第 3 節 中小企業復興計画

1. 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

2. 計画の内容

(1) 計画の内容

災害を受けた中小零細企業に対しその状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。

ア．独立行政法人中小企業基盤整備機構、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫等政府関係金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるよう要望する。

イ．特に必要な場合にあっては、保証料、利子補給等を行い制度融資の促進を図る。

ウ．府産業支援センター（府中小企業技術センター、（公財）京都産業 21、山城広域振興局に設けられる「緊急相談窓口」の利用を斡旋して融資相談等に応じる体制をつくり、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第4節 公共土木施設復旧計画

1. 計画の方針

この計画は、災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進するための各種事業について定める。なお、災害復旧事業の施工については、当該災害の発生年度において定める災害復旧計画により具体的な施工計画を定めるものとする。

2. 計画の内容

災害を復旧するに当たっては、次の基本方針により迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(1) 査定への対応

災害発生後、被害箇所の調査・確認を行い京都府へ被害報告した後、速やかに災害査定の準備を整えるものとする。

(2) 緊急事業の決定

緊急事業の決定に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、適切な復旧を図るものとする。

なお、応急復旧工事については、現地の状況に応じて仮工事及び応急本工事を実施し、洪水の被害を最小限度に留め、交通の確保、民心の安定を図る。

(3) 災害復旧の促進

災害復旧工事の施工については、査定決定後、災害の状況や国庫負担金等の財源措置についても十分配慮しつつ早期復旧に努めるものとする。

(4) 再度災害の防止

ア．地形、地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合にはこれに代わるべき必要な施設を設けて再度災害の防止を図るものとする。

イ．再度災害の防止を図るため、災害復旧事業とあわせて施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、国または京都府と協議して災害関連事業を実施するものとする。また、災害関連事業については、災害復旧事業と並行して進捗しうよう国庫補助金の支出等について必要な措置を講ずるものとする。

(5) 復旧事業計画

ア．公共土木施設災害復旧事業

各年度別の復旧進捗度は査定時の緊急度に応じて決定されるが、河川、道路、都市施設の復旧を最優先とし、おおむね次表を基準として復旧の促進を図る。

[災害復旧事業の標準進捗率表]

年度別 区 分	当 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度	第 4 年 度	計
災害復旧工事 災害関連工事	30%	50%	20%	—	100%
災害助成工事	20%	20%	30%	30%	100%

イ．単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1箇所当り80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業として復旧の促進を図る。

第 5 節 農林業施設復旧計画

1. 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を受け、農林業の経営の回復、安定を図る。

2. 計画の内容

(1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

ア. 補助の対象となる施設

1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設

(ア) 農地

(イ) 農業用施設 公共的なかんがい排水施設、農業用道路等

(ウ) 林業用施設 公共的な次の施設

・林地荒廃防止施設(地方公共団体の維持管理に属するものを除く。)

・林道

(エ) 共同利用施設 農業協同組合、同連合会の所有する共同利用施設

イ. 補助率

(ア) 一般災害

〔農林水産業施設災害復旧事業国庫補助率表〕

区 分		普通補助率(%)	高率補助率(%)		
			1 次	2 次	
施 農 地 農 業 用 設 用	農 地		50	80	90
	農 業 用 施 設		65	90	100
	関 連 事 業		50	－	－
林 業 用 施 設	林地荒廃防止施設		65	－	－
	林 道	奥地幹線林道	65	90	100
		そ の 他 林 道	50	75	85
共 同 利 用 施 設		20	－	－	

高率補助率は次の要領により適用される。

① 農地農業用施設

市町村ごとに、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当り8万円を超え15万円以下の部分には1次高率が、15万円を超

える部分には2次高率が適用される。

② 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

(イ) 連年災害

① 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者1戸当たり、10万円を超え、かつ、その年に発生した災害に係る災害復旧事業費の額が、関係耕作者当たり4万円を超える場合は、前項(ア)①の高率補助率を適用する。

② 林道

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつ、その年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、前項イと比較して有利な方を適用する。

- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律で激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

ア. 農地農業用施設

(1)の補助率の適用後の1戸当たりの事業費負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

[農林水産業施設激甚災害復旧事業費持上補助率表(農地農業用施設)]

1戸当たりの負担額	嵩上補助率(%)
10,000円を超え20,000円以下の部分	70
20,000円を超え60,000円以下の部分	80
60,000円を超える部分	90

イ. 林道

(1)の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

[農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(林道)]

1m当たりの負担額	嵩上補助率(%)
110円を超え200円以下の部分	70
200円を超え500円以下の部分	80
500円を超える部分	90

ウ. 共同利用施設

次の補助率が適用される。

[農林水産業施設激甚災害復旧事業費嵩上補助率表(共同利用施設)]

区 分	1箇所当たりの工事費	補 助 率 (%)	
		40万円までの部分	40万円を超える部分
告示地域※	13万円以上	40	90
その他地域	40万円以上	30	50

※告示地域とは激甚法施行令第19条に基づき告示された地域

第6節 文教復旧計画

1. 計画の方針

災害により被害を受けた学校の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

2. 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業の策定にあたっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から可能な限り改良復旧に努めるとともに、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」の適用を考慮する。

3. 教育活動の再開

(1) 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が避難所となった場合においては、災害対策担当部局と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。

(2) 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。

(3) 教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。

ア. 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」、「学校保健法（昭和33年法律第56号）」、「学校給食法（昭和29年法律第160号）」による補助金に関すること。

イ. 災害に伴う「盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）」による就学奨費に関すること。

ウ. 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「独立法人日本学生支援機構法（平成15年法律第44号）」による学費貸与金に関すること。

エ. 被災教職員に対する救済措置に関すること。

(4) 児童、生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障がい等児童、生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、良好な心身の健康状態が保てるよう努める。

また、災害により、精神的に大きな障がいを受けた児童、生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

4. 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、教育委員会等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計

画を定め実施する。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には周知の埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第7節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

1. 計画の方針

この計画は、災害復旧上必要な金融その他資金の調達について定める。

2. 国及び京都府の財政措置

町は災害にかかった施設を原形に復旧するにあたり、国及び京都府より次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を要請するものとする。

(1) 災害復旧事業債

- ア. 補助災害復旧事業債
- イ. 単独災害復旧事業債
- ウ. 公営企業等災害復旧事業債
- エ. 火災復旧事業債
- オ. 災害による特別措置債
 - (ア) 歳入欠かん等債
 - (イ) 公共土木等小災害債
 - (ウ) 農地等小災害債

(2) 一時借入金

一時に多額の資金を必要とする場合、近畿財務局、日本郵政公社近畿支社及び各種金融機関より一時借入金の借り入れを行う。

3. 農林業関係融資

- (1) 天災融資法に基づく融資
- (2) 自作農維持資金融資法に基づく融資
- (3) 農業共済保険借り渡し資金

◆◆ 第2章 激甚災害の指定に関する計画 ◆◆

1. 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく災害の指定を受けるため、府は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

2. 激甚災害に関する調査

府が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査について協力する。

◆◆ 第3章 租税等の徴収猶予及び減免の措置等 ◆◆

1. 計画の方針

災害により被災者の納付すべき町税の納付が困難な場合に、特別な措置を講ずるとともに、郵政関係においても被災者の負担を軽減するための対策について定める。

2. 租税等の徴収猶予及び減免の措置

町は、被災者の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期日の延長、町税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

3. 郵政関係補助

災害が発生した場合、町内の被害状況及び被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施できるように山城広域振興局を通じて依頼する。

◆◆ 第4章 災害復興対策計画 ◆◆

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて国により緊急災害対策本部が設置された場合、被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、次の事項を定めるものとする。

1. 復興対策本部の設置
2. 「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第10条に基づく復興計画の策定
復興計画の作成について、次の事項を定める。
 - (1) 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
 - (2) 府と共同して作成することができること
 - (3) 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
 - (4) 復興協議会を組織できること
3. 都市計画の決定又は変更の代行要請
4. 災害復旧事業等に係る工事の代行要請
5. 職員派遣の要請